すばるケアプランセンター 指定居宅介護支援事業所 運営規定

【事業の目的】

第1条 株式会エルマノが開設するすばるケアプランセンター(以下「事業 所」という)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という) の適切な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定 め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適切 な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

【運営の方針】

- 第2条 1 当事業所は、利用者の心身の状況・その置かれている環境等において、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたった援助を行うものとする。
 - 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整する。
 - 3 事業にあたっては、関係市区町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【事業所の名称等】

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。
 - 1 名称 すばるケアプランセンター
 - 2 所在地 神奈川県鎌倉市笛田2丁目1番35号

【職員の職種、員数および職務内容】

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数、および職務内容は次の通りとする。
 - 1 管理者 介護支援専門員1名(常勤兼務)

管理者は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位の指定居 宅介護支援の提供を行うため、当該指定居宅介護支援事業所の介 護支援専門員等の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況 の把握等を一元的に行うとともに、職員に指定基準の規定を遵守 させるために必要な指揮命令を行うとともに自らも指定居宅介護 支援にあたるものとする。

2 介護支援専門員1名(常勤兼務)

介護支援専門員は、下記の指定居宅介護支援の提供にあたる。

- ① 在宅で生活をしている要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画(居宅サービス計画)を作成する。
- ② 介護サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
- ③ 要介護者が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。

【営業日および営業時間】

第5条 事業所の営業美および営業時間は、次の通りとする。

1営業日 月曜日から金曜日までとする。 ただし、土曜日・日曜日・祝祭日・12月30日から1月3日は営業しない。

2営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

【指定居宅介護支援事業の提供方法・内容及び利用料等】

- 第6条 1 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。
 - 2介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して支援する上で解決しなければならない課題の把握および分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画の原案を作成する利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供をする。

居宅サービス計画を作成すると共に、当該尾居宅サービス計画を利用者およびサービス事業者に交付する。

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合には、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。 課題の分析について使用する方法は三団体方式等を用いる。

- 3介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者およびその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくともひと月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」)する。
- 4介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所 等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- 5介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅または事務所の相談室において、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- 6次条の通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交 通費は徴収しない。

【通常の事業の実施地域】

第7条 通常の事業の実施地域は、鎌倉市全域とする。

【相談•苦情対応】

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、 利用者の申し立て支援、市や国保連からの調査に協力する。 自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居 宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に迅速に対応する。

【事故発生時の対応】

- 第9条 1 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村・ 利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
 - 2当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録 する。
 - 3当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

【資質の向上】

第10条 1当事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るため、研修の機会

を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1か月以内
- ② 継続研修 年4回以上

【個人情報の保護と秘密の保持】

第11条 1従業者は業務上知り得た利用者とその家族の個人情報について保護し、秘密を保持する。

2従業者であった者に、業務上知り得た利用者とその家族の個人情報の保護し、秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの個人情報を保護し、秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

【高齢者虐待防止の推進】

第12条利用者の人権の擁護・虐待の防止等をより推進する観点から虐待の 発生または再発を防止するための措置を講じる。その内容について は、委員会の開催・指針の整備・研修の実施・担当者の設置を行 う。

【身体的拘束等の適正化の推進】

第13条利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむ を得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、 身体的拘束を行う場合にはその対応及び時間、その際の利用者の背 心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

【業務継続計画の策定】

第14条感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続的に提供でいる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定を行い、必要な措置を講する。

【運営に関するその他の事項】

第15条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会 社エルマノと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとす る。

附則 この規定は令和6年(2024年)4月1日から施行する。

変更 平成31年(2019年)11月18日 第7条通常の実施地域 通常の実施地域は、鎌倉市・藤沢市片瀬地域及び村岡地域、横浜市栄区笠 間地域とする。→鎌倉市全域とする に変更

令和4年(2022年)10月5日変更

第8条 相談•苦情対応

⇒利用者からの申し立て支援、市や国保連からの調査に協力する を追加 【その他運営に関する重要事項】第10条⇒第10条【資質の向上】 第11条【個人情報保護と秘密の保持】第12条【運営に関するその他 の事項】とした。

令和6年(2024年)4月1日変更

【職員の職種、員数および職務内容】第4条 管理者の役割を追記 【高齢者虐待防止の推進】【身体的拘束等の適正化の推進】【業務継続計画策 定】について追記。